

株主間協定書（案）

小諸市を甲とし、〔 〕を乙として、甲と乙は次のとおり、株主間協定書を締結した。

（目的）

第1条 本株主間協定書（以下「本協定」という。）は、公民共同企業体の設立及び公民共同企業体の株主としての権利行使に関し、甲及び乙の合意内容を定めることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、公民共同企業体の事業目的を実現するため、互いに対等の精神をもって公民共同企業体の設立に向けて努力する。

（公民共同企業体の概要及び設立）

第3条 公民共同企業体の概要は、次のとおりとする。

一 公民共同企業体は、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社とする。

二 公民共同企業体は、平成31年1月を目途に甲及び乙が発起人となり発起設立する。

三 公民共同企業体の設立に係る事務は乙が行うものとし、甲はこれに協力する。会社設立の事務手続に要する費用は、乙が立て替えて行う。

四 公民共同企業体の商号は、〔 〕とする。

五 公民共同企業体の本店所在地は、長野県小諸市〔 〕とする。

六 公民共同企業体の定款に定める事業目的は、公共と民間がそれぞれの特徴を融合させることで水道事業が抱える課題解決に寄与し、持続可能な水道事業の実現に貢献するとともに、新たなサービスの創造により市内経済の活性化に寄与することとする。

七 公民共同企業体の発行可能株式総数は、〔 〕株とする。

八 公民共同企業体設立時の発行株式数は〔 〕株（一株あたりの払込額は金〔 〕円、払込額の総額は金30,000,000円）とし、資本金は金〔 〕円、資本準備金を金〔 〕円とする。

九 公民共同企業体の発行可能株式は普通株式とし、議決権は普通株式1株につき1議決権とする。

十 公民共同企業体が発行するすべての株式は、会社法第107条第1項第1号に基づく譲渡制限株式とし、定款に規定する。

十一 公民共同企業体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

十二 公民共同企業体の定款及び取締役会規則は、本協定の趣旨に則って甲及び乙が合意の上、別途定める。

十三 本協定の規定にかかわらず、公民共同企業体の設立登記において、管轄登記所との協議または定款認証手続きにおける協議等の結果、定款の内容の修正が必要となった場合、甲及び乙が合意の上変更を行うものとする。

十四 甲及び乙は株主総会において取締役及び監査役を選任する。

十五 第7条の規定に関わらず、取締役及び監査役の選任及び解任又は株式譲渡の承認は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2/3以上をもって行うものとし、これを定款に規定する。

十六 公民共同企業体設立の準備作業に要した費用は、甲及び乙が各自負担する。

十七 前号の規定にかかわらず、公民共同企業体設立の準備作業に要した費用は、法令及び定

款の範囲内で、公民共同企業体の負担とすることができる。

(提案内容の取扱い)

第4条 甲及び乙は、平成30年7月2日に公表された「公民共同企業体パートナー事業者募集要項」に基づき乙が提案した提案内容を共通の指針として、公民共同企業体の経営計画、事業計画を定めるものとする。

(市職員の派遣)

第5条 甲は公民共同企業体の設立後、次の各号のすべてを満たす場合において、別に定める数の人員（本条において「退職派遣者」という。）を公民共同企業体に派遣する。退職派遣者の勤務労働条件等は、甲及び乙が別途協議の上、公民共同企業体と甲が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に基づく取り決めで規定する。

一 公民共同企業体が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項に規定する特定法人に該当すること。

二 甲が、退職派遣者から公民共同企業体への派遣について適法かつ有効な同意を取得していること。

2 退職派遣者が、甲乙が別に定める人数に満たない場合、甲及び乙は協議を行い、甲の負担において業務に必要な人員の確保に努めるものとする。

(パートナー事業者からの出向・転籍)

第6条 乙は公民共同企業体の設立後、甲乙が別に定める数の人員（本条において「パートナー事業者出向・転籍者」という。）を公民共同企業体に出向又は転籍させる。パートナー事業者出向・転籍者の労働条件等については、甲及び乙が別途協議の上、公民共同企業体の規則として取り決める。

2 パートナー事業者出向・転籍者が前条第2項に定める人数に満たない場合、甲及び乙は協議を行い、乙の負担において業務に必要な人員の確保に努めるものとする。

(株主総会)

第7条 公民共同企業体の株主総会は、法令及び公民共同企業体の定款の規定により開催され、その決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役)

第8条 公民共同企業体の取締役の総数は3名とし、取締役会を設置する。

2 取締役は甲が1名、乙が2名を指名する。甲及び乙は自らが指名した取締役について、他の者と交代させることができる。

3 代表取締役は1名とし、前項の取締役のうち、乙が指名する取締役の中から、取締役会の決議により代表取締役を選任する。選任された取締役は、公民共同企業体に常勤し、原則として転籍して代表取締役に就任するものとする。

(監査役)

第9条 公民共同企業体に監査役を設置し、監査役の総数は2名とする。

2 監査役は非常勤とし、1名は公認会計士、税理士又は企業経理及び財務に関する高度な見識を有する者とし、1名を水道に関する高度な見識を有する者又は水道経営に豊富な経験を有する者とする。

3 監査役は甲及び乙が協議して1名ずつ指名する。甲及び乙は自らが指名した監査役について、他の者と交代させることができる。

(取締役及び監査役の地位)

第10条 公民共同企業体の取締役又は監査役の任期満了前の死亡、辞任又は解任により定員に欠員を生じた場合には、前任者を指名した者が後任者を指名するものとする。

2 公民共同企業体の取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として公民共同企業体から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会)

第11条 取締役会は、法令、公民共同企業体の定款及び取締役会規則に基づいて開催され、その決議は、全取締役の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成により決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にかかる取締役会の決議は、全取締役の同意を必要とする。

- 一 事業計画及び事業予算の承認
- 二 多額の金銭の借入れ及び保証
- 三 第三者との業務提携
- 四 子会社の設立その他出資
- 五 株式の分割
- 六 取締役会規則の制定及び改廃
- 七 就業規則の制定及び改正
- 八 会計方針の変更
- 九 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続その他倒産手続開始の申立
- 十 その他経営に関わる重要事項として取締役会規則で定めた事項又は本協定当事者が合意した事項

(事前協議事項)

第12条 公民共同企業体が次の各号に該当する事項を行う時は、甲及び乙が事前に協議し、合意した場合にのみ行うことができることとする。

- 一 定款の変更
- 二 増資又は減資
- 三 株式の第三者への譲渡の承認
- 四 合併、解散、事業の譲渡、事業の譲受、会社分割
- 五 支払停止の状態に陥った場合若しくは陥るおそれのある場合の措置又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続開始の申立又は申立があった場合の措置
- 六 公民共同企業体の株主に対する借入れの要請
- 七 取締役及び監査役の選任及び解任、取締役及び監査役に対する報酬等の上限額の設定及び変更
- 八 前各号の他、公民共同企業体の経営に関する重要事項

2 本協定に定めのない事項で、公民共同企業体の運営に必要な事項は、法令及び定款の定めに従って、公民共同企業体の株主総会、取締役会又は代表取締役が決定する。

(持株比率)

第13条 公民共同企業体に対する甲及び乙の持株比率及び引受株数は、次のとおりとする。

株主	株式の種類	持株比率	引受株数
甲	普通株式	[] %	[] 株
乙	普通株式	[] %	[] 株

- 2 甲及び乙は、前項に基づき割当られた株式を引き受け、遅滞なく現金で払い込むものとする。
- 3 公民共同企業体の設立後、甲及び乙は、第15条に基づき株式を譲渡する場合又は本協定に規定のない新株（新株引受権、新株予約権を含む。）を発行する場合を除き、第1項に定める各自の持株比率を維持するものとする。

（株式への担保権設定の制限）

第14条 甲又は乙は、その保有する公民共同企業体の株式について、相手方の事前の合意及び公民共同企業体の取締役会による承諾がない限り、担保権の設定を行ってはならない。

（株式の譲渡制限等）

第15条 乙は、保有する公民共同企業体の株式の全部又は一部の譲渡を希望する場合、あらかじめ甲に対し、譲渡先、譲渡株式数等の通知をしなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受領した日（本項において「通知受領日」という。）から一定の期間を定め、乙に対して、次の各号のいずれかを行使することができる。
 - 一 乙が保有する公民共同企業体の株式を通知受領日の直前期末日において計算される純資産価格で、甲が買い取ること。
 - 二 乙が保有する公民共同企業体の株式を通知受領日の直前期末日において計算される純資産価格で、甲が指定する第三者に売却させること。
- 3 乙は、次の各号のすべてを満たす場合において、その保有する公民共同企業体の株式を第三者（株主を含む。）に譲渡することができる。
 - 一 当該株式の譲受人が、平成30年7月2日に公表された「公民共同企業体パートナー事業者募集要項 4 応募者の参加資格要件」を満たしていること。
 - 二 当該株式の譲受人から本協定上の権利及び義務の一切を承継することを承諾する旨記載した書面を提出すること。
 - 三 第12条第1項第3号に定める甲乙の合意が書面により確認されたこと。
 - 四 公民共同企業体が締結している契約等の規定に反しないこと。
- 4 乙は、株式譲渡に係る費用を負担するものとする。

（株式の全部譲渡の禁止）

第16条 前条の規定にかかわらず、公民共同企業体の設立の日から5年間は甲及び乙はその保有する株式の一部または全部を第三者に譲渡することができない。

（配当方針）

第17条 公民共同企業体の配当は、累積損失が発生していないことを前提に、当期純利益の範囲内で取締役会が決定し、株主総会の承認を得て行うものとする。

（資金調達）

第18条 公民共同企業体は、普通株式の発行、劣後ローンでの借入れ等により必要な資金を調達することができる。

（株主代表訴訟の不提起）

第19条 甲は、乙が指名した取締役、監査役に対して、乙の同意を得ることなく株主代表訴訟を提起してはならず、乙も、甲が指名した取締役、監査役に対して、甲の同意を得ることなく株主代表訴訟を提起してはならない。ただし、取締役、監査役が故意又は重過失に基づき公民共同企業体に損害を与えた場合又は本協定に重大な点で違反する行為を行った場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第20条 甲及び乙は、本協定の交渉及び履行過程において相手方から受領する情報について有形・無形を問わず慎重に取り扱い、本協定の目的のみに使用するものとする。

- 2 甲又は乙が特に秘密と判断する情報（本条において「秘密情報」という。）は、書面で秘密と明示して提供するものとする。
- 3 甲又は乙は、本協定の目的のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士又は貸出人（書面により本条と同様の秘密保持義務を負わせた公民共同企業体への融資を検討する金融機関も含む。）に開示する場合を除き、相手方の書面による同意なく、第三者に対し秘密情報を開示又は漏洩してはならない。
- 4 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 提供又は開示された時点で、すでに公知となっていた情報
 - 二 提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - 三 提供又は開示された時点で、自己において既に他の当事者に対し秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - 四 法律、契約に違反することなく若しくは秘密保持義務を負うことなく第三者から提供又は開示された情報
 - 五 法令上の要請又は官公署の命令等により開示を要請されたもの
- 5 本条の規定は、本協定終了後5年間、効力を有するものとする。本協定のうち本条を除く条項が無効とされた場合、当該無効が確定した時点から5年間、効力を有するものとする。
（協定の終了）

第21条 本協定は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、当然かつ直ちに終了するものとする。

- 一 甲又は乙が本協定の規定に違反し、公民共同企業体、甲若しくは乙の社会的地位又は評判を著しく害する行為があり、公民共同企業体又は相手方当事者が〔 〕日の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず、その違反又は行為を是正しなかった場合
- 二 甲又は乙の保有する公民共同企業体の株式その他重要な財産について、第三者による仮差押え、仮処分、差押えの決定がなされ、その決定から〔 〕日以内に当該処分から解除されない場合
- 三 甲又は乙の財務状況が著しく悪化し、本協定又は公民共同企業体の定める規則に従い自らの義務や債務を履行することが困難であると客観的に認められる場合
- 四 乙に債務超過、支払不能、支払停止、破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他倒産手続の申立があった場合
- 五 乙の合併、会社分割、営業譲渡、株式移転、株式交換等により、本協定上の権利を行使し又は義務を履行する部門が第三者に移転した場合（本協定上の権利を行使し又は義務を履行する部門が株主を含む複数の法人に分属した場合を含む。）
- 六 乙が解散の決議を行った場合
- 七 甲及び乙の合意により本協定が解除された場合

- 2 甲又は乙が、公民共同企業体の株式を譲渡その他の理由により一切保有しなくなった場合には、本協定の当事者としての地位を失う。ただし、第20条の規定は、本協定の当事者としての地位を失った者にも適用されるものとする。

（売渡請求権）

第22条 乙に前条第1項各号に掲げる事由が発生した場合、甲は乙に対し、その保有する公民共同企業体の株式の全部の売渡しを請求する権利（次項において「売渡請求権」という。）を有するものとする。

- 2 売渡請求権が行使された場合、甲は、乙の保有する株式を1株あたり払込額又は1株あたり純資産額のいずれか低い価格で購入する権利を有するものとする。

(損害賠償請求権)

第23条 甲又は乙は、相手方に第21条第1項各号に掲げる事由が生じた場合、相手方に対し、本協定違反により被った損害賠償を請求することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第24条 本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈するものとする。

2 本協定に関連して紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(通知)

第25条 本協定中に別段の定めがある場合を除き、本協定にかかる通知は、甲又は乙の選択により次の住所にあて、次の各号の方法によって行うことを要するものとする。

- 一 直接持参交付方式
- 二 郵送又はメール便
- 三 ファクシミリによる通信(事後に正本を郵送するものとする。)

甲の住所

住 所：長野県小諸市相生町三丁目3番3号

担 当：小諸市環境水道部上水道課

ファクシミリ：0267-24-1340

乙の住所

住 所：〔 〕

担 当：〔 〕

ファクシミリ：〔 〕

2 通知その他の連絡は、相手方に到達した日になされたものとみなす。ただし、内容証明郵便で送付される通知その他の連絡は投函後3日目に到達したものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 小諸市長 小 泉 俊 博

乙 〔 〕